

策定 令和7年4月24日

ハラスメントポリシー

ハラスメントの根絶に向けて

ハラスメントは、相手の尊厳や人格を傷つける許されない行為であり、沖縄公庫は、公庫内及び取引先に対するハラスメント行為の根絶に向けて以下の取り組みを実行いたします。

- ◇ 基本方針の策定
- ◇ ハラスメント根絶に向けた理事長メッセージの発信
- ◇ ハラスメント苦情・相談担当者の配置及び外部相談窓口の設置
- ◇ ハラスメントの根絶に向けた研修の実施

以上